

平成31年度分申告書の説明書の一部訂正について

平成31年度分申告書の説明書の配偶者控除、配偶者特別控除について一部変更をいたしましたのでお知らせします。

配偶者控除については、要件をより明確にするために「(本人の所得の金額が1,000万円以下)の文言を追加しました。

配偶者特別控除については、配偶者の所得上限を76万円未満から123万円以下に訂正しております。